

組織改革 2020 に伴う改訂 自殺予防団体-SPbyMD-定款（2020年9月1日施行）

第1章 総則

（第1条 名称）

当組織は、正式名称を「自殺予防団体-SPbyMD-」とする。

（第2条 所在地）

当組織は、北海道札幌市北区に拠点を構える。

（第3条 帰属）

当組織は、SPbyMD グループに帰属し、その中核組織を担う。

（第4条 活動趣旨）

当組織は、次の趣旨をもち活動を行う。

- （1）幸せに生きて幸せに死ぬことのできる北海道をつくる
- （2）こころの通う対話のできるゲートキーパーを養成する
- （3）精神疾患および精神障害に対する正しい理解を啓発する
- （4）こころの健康づくりを活性化する
- （5）自殺問題に対する偏見やタブー視の払拭など意識変化を促進する

（第5条 目的）

当組織は、幸せに生きて幸せに死ぬことのできる北海道をつくることにより、北海道における自殺対策の推進に貢献することを目的とする。

（第6条 事業）

当組織は、次の事業を行う。

- （1）ゲートキーパー養成事業
- （2）こころの健康づくり事業
- （3）その他、目的および趣旨に基づく各種事業

（第7条 公告）

当組織は、必要に応じて公式サイトあるいはブログに掲載する方法により公告する。

第2章 構成員および係

（第7条 構成員の呼称および階級）

当組織は、構成員を一律「メンバー」と呼称し、上下関係を生む階級は設けない。なお、組織の外側において対外的に「代表者」の名義が必要な場合に限り、相手から求められている範囲内で行動が可能な「代表者」については、第8条で定める方法により選任する。

（第8条 対外的な代表者の選任方法）

当組織は、第7条に定める対外的な「代表者」を、第11条に定める全体ミーティングの開催に合わせて行う信任投票により選任する。選任時期は毎年の事業年度の終わり頃とする。

(第9条 構成員名簿)

当組織は、構成員の氏名および住所を記載した構成員名簿を、必要に応じて作成する。

(第10条 係制度)

当組織は、次の係を組織内に置き、各自が主体的に日常業務を行う。同係が複数名いる場合、各自の得意分野を活かした役割分担で行う、あるいは毎回ミーティングを開いて話し合いながら行うなど、各自が主体的に創意工夫をする。なお、係はメンバーが各自の意思に基づき自由に変更することができるものとし、新たなる係を設けても構わないものとする。

- (1) 事務局係 グループ統括, 事業統括, 会計, 会報誌発行, その他
- (2) 庶務係 資金調達, 資金援助, 情報収集, その他
- (3) 広報係 SNS 管理・情報発信, 広報誌発行, その他

第3章 ミーティング

(第11条 ミーティングの種類)

当組織は、次の種類のミーティングを行う。

- (1) メンバー全員が出席するミーティング「全体ミーティング」
 - ・年間最低2回以上の開催を目指し、追加で必要に応じて随時開催する
 - ・一般的な総会に該当する最高意思決定機関に該当する
 - ・係ミーティングにより提出された議題に対し承認決議を行う
 - ・対外的な「代表者」を信任投票によって選任する
 - ・出席人数の過半数をもって決議を行う
 - ・決議に賛同しかねるメンバーがいる場合は何度でも話し合いができる
 - ・議長役および書記役は輪番制とする
 - ・議事録は書記役が作成を担当し、LINE グループや Facebook グループで共有する
- (2) それぞれの係が出席するミーティング「係ミーティング」
 - ・係の中で話し合っ決定した定期的な開催日時に原則として開催する
 - ・各係が担当する作業の進捗状況等について情報共有を行う
 - ・全体ミーティングに議題を提出できる
- (3) SPhyMD グループに帰属する組織を横断するミーティング「冠ミーティング」
 - ・各組織から選出された代表者が出席する
 - ・各組織の運営状況や活動状況について情報共有を行う
 - ・中核組織の解散に伴う中核組織の変更について決議する

(第12条 ミーティングの開催方法)

当組織は、第11条に定めるミーティングを、オンライン会議ツールあるいは、活動拠点に集合して行う。特に疫病等の流行時期においては前者の方法を積極的に採用する。

第4章 資金

(第13条 資金の共有化)

当組織の活動資金は、SPbyMD グループの資金として共有化する。

(第14条 資金の種類)

当組織は、SPbyMD グループ共有の資金として次の種類を所有する。

- (1) 組織内外からの寄付金
- (2) 資金援助係による寄付金
- (3) 販売売上金等を含む事業収入
- (4) その他の収入

(第15条 資金の管理)

当組織は、SPbyMD グループ共有の資金として郵貯銀行および現金小口財布で管理し、会計係が管理を担当する。また、会計係はオンライン会計サービス「ちまたの会計」を使用して帳簿を作成し、定期的かつ必要あるとき会計監査係がこれを監査する。

(第16条 資金のうち予算および決算全般)

組織の予算は、次に掲げる通りとする。

- (1) 活動ごとの必要経費を見積、確保する。
- (2) 予算の見積は後の状況に合わせ、柔軟に見直すことができる。
- (3) 支出額が明らかな時は事前に口座より引出し、これ以外においては立替額を事後引出す。
- (4) 事前に口座より引出した場合に剰余金が生じたときは、速やかに口座に戻す。
- (5) 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越す。
- (6) 収支報告書の作成は会計係がまとめて作成し、会計監査係が確認を行う。

(第17条 会計に関する書類の閲覧)

当組織は、会計に関する書類を全てのメンバーが閲覧できるようにする。また、年度決算報告書あるいは年度収支報告書は組織内外を問わず誰でも閲覧できるよう公式サイト等で公開する。

(第18条 剰余金の分配禁止)

当組織は、剰余金の分配を禁止とする。

第5章 プライバシーの配慮および情報共有の範囲

(第19条 活動名義の使用)

当組織は、様々な事情を抱えた者が集まり対外的な場において活動を行うことが多く、本名の公開を避けたいと希望する者も多いことを配慮し、希望する者に対しては本名とは異なる活動名義の使用を推奨する。

(第20条 ヒアリングシートの管理)

当組織は、加入を希望する者に対して指定のヒアリングシートを使用し、個人情報をも本人あるいは本人同席のもと代筆者が記入を行う。記入済みのヒアリングシートはファイリングし、第2条で定める活動拠点において保管する。

(第 21 条 ヒアリングシートの閲覧)

当組織は、第 20 条で定めるヒアリングシートについて、メンバーに限り活動拠点において閲覧することができるものとする。ただし、閲覧において知り得た情報を活動以外において使用することは禁ずる。

(第 22 条 情報共有の範囲)

当組織は、疾患や障害あるいは不得意なことや苦手なことなどを抱える多種多様な者が集まり活動を行うため、メンバー同士が互いに気遣い・配慮・助け合うことが必要不可欠となり、そのためにメンバーの情報は必要な範囲で共有する。共有する情報は、第 20 条で定めるヒアリングシートに加え、本人が自ら支障のない範囲で自己開示することを推奨する。ただし、情報共有において知り得た情報を活動以外において使用することは禁ずる。

第 6 章 解散および別組織化

(第 23 条 組織の解散)

当組織は、第 11 条で定める全体ミーティングによる決議で組織を解散できる。

(第 24 条 組織の別組織化)

当組織は、SPbyMD グループに帰属する組織としての別組織化を状況に応じて臨機応変に可能とする。これは、第 23 条で定める組織の解散に伴い、当組織の事業等を継承して別組織化することも含める。ただし、どの組織を中核組織として共有資金の管理を行うかについては全体ミーティングで話し合って決定する。

(第 25 条 組織の解散に伴う中核組織の変更)

当組織の解散に伴う SPbyMD グループの中核組織の変更については、第 11 条で定める冠ミーティングで話し合い、決定する。

(第 26 条 残余財産の帰属)

当組織は独自の財産を所有していないが、SPbyMD グループ全てが解散をする場合において有する残余財産は、第 11 条で定める冠ミーティングの決議を経て、当組織と類似の事業を目的とする他の公益法人または国もしくは地方公共団体に寄付する。

附則

- ・ 2020 年 8 月 16 日 素案作成
- ・ 2020 年 9 月 1 日 施行予定
- ・ この定款素案に対して承認決議を行うのは現行理事会とする